

# 一般社団法人日本家畜人工授精師協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、家畜人工授精及び家畜受精卵移植の健全な発達を図るとともに、あわせて家畜人工授精又は家畜受精卵移植の業務に従事する者の社会的、文化的地位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の普及発達に関する事業
- (2) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務に従事する者の教養及び技能の向上に関する事業
- (3) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の学術研究に関する事業
- (4) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の用に供する資材の改良発達に関する事業
- (5) 家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する図書並びに雑誌の刊行に関する事業
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した者

2 前項第1号の会員は、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に従事する者が組織する団体であって、都道府県を区域とするものとする。

(入 会)

第6条 本協会の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込み、その承認を受けなければならない。

2 会員が団体である場合は、その代表者を本協会へ届け出るものとする。

(会費負担)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 本協会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除

名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して3年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団・財団法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(種別)

第12条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 前項の総会は、一般社団・財団法人法で定める社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額及びその支給基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他、総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、総会の開催日の1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとす

るときは、当該総会の開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の代表者の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による表決)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本協会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による議決権を行使する正会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した正会員の代表者のうちから総会において選任された2人以上の議事録署名人が前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

### (役員の設定)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 会長は、一般社団・財団法人法で定める代表理事とする。
- 4 常務理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号で定める業務執行理事とする。

### (選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本協会を代表し、その業務を執行する。なお、会長が欠けたときは、速やかに理事会を開催し、新たな会長を選定する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、前任者の任期の満了する日までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第31条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を弁償する責任を負う。

- 2 本協会は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧 問)

第32条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する学識経験者のうちから会長が任命する。
- 3 顧問は、本協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

## 第5章 理事会

(構成等)

第33条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(権 限)

第34条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則、規程等の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会として毎事業年度2回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に臨時理事会として開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 法令で定めるところにより、会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき、又はその請求した理事が招集したとき。
  - (3) 法令で定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求した監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第2号及び第3号の規定により理事又は監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、招集の通知を発しなければならない。

- 3 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定により理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第37条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、本定款に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けた場合又は会長に事故がある場合、理事会の議長は、その理事会で選任された理事がこれにあたる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第26条第5項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 事務局等

(事務局及び職員)

第42条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第43条 本協会の業務の執行の方法については、理事会において別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第44条 本協会は、法令で定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記に関する書類
- (4) 理事及び監事の名簿
- (5) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

- (6) 理事会及び総会の議事に関する書類
  - (7) 財産目録
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書
  - (10) 監査報告
  - (11) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めによる。

## 第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第45条 本協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従う。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第48条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3カ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類は承認を受けなければならない。
- 3 本協会は、第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第51条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を受けなければならない。

- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、総会の承認を受けなければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第52条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散することができる。

(剰余金分配の禁止)

第54条 本協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第55条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本協会の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第57条 法令及びこの定款に定めるもののほか、本協会の事務の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事（会長）は、平尾和義とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、第2回定時総会の定款変更の決議を経て、平成25年6月4日から施行する。

附則

この定款は、平成27年6月5日から施行する。